

第四次厚木基地騒音訴訟控訴審判決に関する

知事コメント

平成 27 年 7 月 30 日

- 本日、東京高等裁判所において、いわゆる「第四次厚木基地騒音訴訟」の控訴審判決が言い渡された。
- 平成 19 年の提訴以来 7 年以上に及ぶ厚木基地周辺住民の皆様をはじめとする関係者のご努力に、改めて敬意を表する。
- 判決内容の詳細については承知していないが、今回の判決では、平成 28 年末までの深夜早朝の自衛隊機の飛行差し止めと、その時点までの損害賠償が認められたと聞いている。
- 国においては、判決を重く受け止め、騒音問題の抜本的な解決に向け、最大限努力するよう強く求めたい。
- 県としては、一日も早く空母艦載機の移駐を実現させるなど、騒音問題が抜本的に解決するよう、引き続き、関係市と連携して、粘り強く国及び米側に働きかけていきたい。

(問い合わせ先)

神奈川県	政策局	基地対策部	基地対策課
副課長	中村	電話 045-210-3371	
対策推進グループ	舘野	電話 045-210-3375	